

諮問番号：令和4年度諮問第41号
答申番号：令和5年度答申第8号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年9月8日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が居住する〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件住居」という。）の家主から賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）が解除されたことを理由に本件処分をするのは違法である。

したがって、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、令和2年9月8日付けで、審査請求人に対し、審査請求人の失踪に伴い、本件賃貸借契約が同月3日付けで解約となり、連絡もとれないことから審査請求人の生活状況及び生活困窮状況が把握できないとして、同月4日付けで審査請求人の保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第2のとおり、

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住の事実がある場所であるとされている。

①令和2年9月2日に、審査請求人は、本件賃貸借契約を結んだものの、翌日に本件賃貸借契約を解除されたこと、②本件賃貸借契約の解除日から同月8日までの間に、審査請求人の来所や救急病院等からの連絡はなく、処分庁は、携帯電話を所有していない審査請求人に連絡を取ることができなかったことが認められる。

これらのことからすると、令和2年9月3日付けで審査請求人が本件賃貸借契約を解除されて以降、処分庁の所管区域内に審査請求人の居住の事実を確認することができないことから、処分庁が審査請求人の居住地保護を継続することは妥当ではなく、本件賃貸借契約が解除された翌日をもって、審査請求人の生活状況及び困窮状態の把握ができないことを理由に本件処分を行った処分庁の判断には一定の合理性が認められる。

(3) 審査請求人は、本件賃貸借契約を解除されたことを理由に保護を廃止することは違法である旨主張するので、本件処分に係る処分庁の調査についてみる。

①令和2年9月3日、処分庁は、本件住居の家主から、本件賃貸借契約を解除する旨の連絡を受けた後、本件住居を訪問し、管理人に室内に荷物が無いことを確認したこと、②同月8日、処分庁は、本件住居の管理人に対し、審査請求人が戻ってきていないか確認したところ、本件住居の家主としては、あくまで本件賃貸借契約は同月3日付けで解除したつもりであり、次の入居者に内覧させている旨の回答があったこと、③本件賃貸借契約の解除日から同月8日までの間に、審査請求人の来所や救急病院等からの連絡はなく、処分庁は、携帯電話を所有していない審査請求人に連絡を取ることができなかったことが認められる。

これらのことからすると、処分庁は、本件賃貸借契約が解除されたことのみをもって本件処分を行ったのではなく、審査請求人宅である本件住居への家庭訪問や管理人への聴き取り等一定程度調査を行ったことが認められる。これらの処分庁の調査に不合理な点はなく、審査請求人の主張は採用できない。

(4) 最後に本件処分の通知書に記載された理由提示についてみる。

本件処分の通知書には、「失踪に伴い、居住するアパート〔本件住居〕の賃貸借契約〔本件賃貸借契約〕が令和2年9月3日付け解約となり、連絡もとれないことから生活状況および生活困窮状態の把握ができないため、令和2年9月4日付けで処分庁での生活保護を廃止します。」と記載されている。

処分の名宛人に対して当該処分の理由提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜

を図るためと解される。

審査請求人は、本件審査請求を行い、主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の理由提示には、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がなく、審査請求人の保護を廃止した本件処分の理由提示として、十分な理由提示といえるか否かについては、疑念を抱かせるものであったといわざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することが望まれる。

(5) 以上を踏まえると、法第19条及び法第26条に照らし、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

(6) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年	2月	3日	諮問書の受領 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月17日 口頭意見陳述申立期限：2月17日
令和5年	2月	20日	第1回審議
令和5年	2月	28日	審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和5年3月15日付け〇〇〇保生第30492号。以下「処分庁回答書」という。）
令和5年	3月	22日	第2回審議
令和5年	4月	26日	第3回審議
令和5年	5月	24日	第4回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

(1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

(2) 法第19条第1項は、「都道府県知事、市長及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）

を管理する町村長は、次に掲げる者に対して、この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。」と定め、同項第1号において「その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者」とし、同項第2号において「居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの」と定めている。

- (3) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。」と定めている。
- (4) 次官通知第2は、「保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。なお、現にその場所に居住していなくても（中略）一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (5) 生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）第2（1）は、「居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護という居住地とは、生活保護が最低生活の保障を目的としていること及び保護の実施上世帯単位の原則によっていることから、その者の属する世帯の生計の本拠となっている場所をいい、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう。（後略）」と、第2（2）は、「現在地保護の実施責任を定める場合の現在地とは、居住地がないか明らかでない要保護者が保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所をいい（後略）」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）及び処分庁回答書によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 平成31年1月16日付けで、処分庁は、審査請求人について、法による保護を開始した。
- (2) 令和2年6月8日、審査請求人は処分庁を訪問し、審査請求人が居住する住居（以下「A住居」という。）を転居したい旨申し出たところ、処分庁の

担当者は、転居先を探すことを提案した。

(3) 令和2年6月30日、審査請求人は処分庁を訪問し、A住居への未払家賃を支払う旨を申告するとともに、転居を希望するとして、別の住居（以下「B住居」という。）の住居説明書を提出した。

(4) 令和2年7月1日、審査請求人は処分庁を訪問し、B住居に係る賃貸借契約書等を提出した。

同日のケース記録票には、審査請求人がB住居に転居し、家賃額が変更になったことに伴い、同月分から住宅扶助費を変更する旨が記載されている。

(5) 令和2年7月3日、処分庁の担当者は、転居確認のためにB住居を家庭訪問し、審査請求人から、①審査請求人の支援者（以下「支援者」という。）の所属、名前、連絡先の電話番号、何かあれば連絡が必要なこと、②親族との関係について、最後に連絡をとったのは叔母（以下「叔母」という。）で10年程度前であり、その他の親族とは20年以上連絡をとっていないこと、を聞き取った。

(6) 令和2年8月21日、B住居の家主は処分庁に架電し、審査請求人の同月分の家賃が未納であり、自室に帰って来る様子が全くないため賃貸借契約を解除した旨を連絡した。

後刻、審査請求人が処分庁を訪問したところ、処分庁の担当者は、審査請求人に対して、B住居の家主から賃貸借契約を解除した旨の連絡があったことを伝え、至急、居宅を確保して、先ずは重要事項説明書を処分庁に持参するよう求めた。

(7) 令和2年9月1日、審査請求人は、これまでとは別の物件（以下「C住居」という。）の重要事項説明書を持参して処分庁を訪問したところ、処分庁の担当者は、審査請求人に対して、至急、契約し、住宅費証明書と賃貸借契約書を持参するよう求めた。

後刻、審査請求人は、C住居に係る賃貸借契約書（以下「C住居賃貸借契約書」という。）を持参して、処分庁を訪問したが、1年以内に解約した場合に80,000円を支払わなければならないことが不安であるとして処分庁の担当者に相談し、最終的にC住居の賃貸借契約は解約することとした。これに対して、処分庁の担当者は、審査請求人に対して、次の物件はよく考えて納得の上で契約するよう求めた。

C住居賃貸借契約書には、緊急連絡先の欄に、叔母の名前と電話番号が記載されている。

(8) 令和2年9月2日、本件住居の家主は処分庁に架電し、同日に審査請求人と本件賃貸借契約を締結し、審査請求人に対して賃貸借契約書と住宅費証明書（以下、併せて「本件賃貸借契約書等」という。）を渡した旨を連絡した。

後刻、審査請求人は、本件賃貸借契約書等を持参して処分庁を訪問した。処分庁の担当者は、午後4時を過ぎていることから、居住実態を確認した上で本日中に家賃分の保護費を支給できないとして、審査請求人に対して、①居住確認は翌日に行うこと、②本件住居の家賃である36,000円の保護費を本日中に本件住居の家主に家賃として納めること、を求めたところ、審査請求人は了承した。

同日、処分庁は、本件住居の家賃を含む9月分の保護費を審査請求人に支給した。

- (9) 令和2年9月3日、本件住居の家主は処分庁に架電し、①審査請求人が昨日、保護費を受け取りに行ったまま戻って来ない旨、②本件賃貸借契約を結んだが審査請求人のことを信用できないため、本日付けで本件賃貸借契約を解約する旨を伝えた。

後刻、処分庁の担当者は、本件住居を訪問したが、審査請求人は不在であった。

その際のケース記録票には、「(前略) 管理人に確認するも、室内は荷物なく空っぽの状況とのこと。前住居〔B住居〕も解約された後、すぐに相談来所あったため、週明け〔9月7日(月)〕まで様子を見たうえで、廃止の判断をすることとしたい。」と記載されている。

- (10) 令和2年9月8日のケース記録票には、「<保護廃止について> (主)〔審査請求人〕は、令和2年9月2日に(中略)〔本件住居〕を確保し、9月分保護費を受給するも、その後、(中略)〔本件住居〕に戻らず、翌日(令和2年9月3日)に家主より賃貸借契約〔本件賃貸借契約〕を解約された。本日、管理人に(主)が戻ってきていないか再度の確認を行ったところ、家主としてはあくまで契約は9月3日付解除したつもりであり、すでに次の入居希望者に内覧もさせているとのことであった。また、週末から本日に至るまで、(主)の来所もなく、救急等からの連絡もない。携帯電話も所有しておらず、連絡もとれず、生活実態および生活困窮状態の把握もできないため、現住居の解約日の翌日である令和2年9月4日付けで(中略)〔処分庁〕での生活保護を廃止する。(後略)」と記載されている。

処分庁は、本件処分を決定するにあたり、支援者及び叔母に対して、審査請求人の所在確認の連絡を行わなかった。

- (11) 令和2年9月8日付けで、処分庁は、審査請求人に対して本件処分を行った。

本件処分の通知書には、「生活保護法による保護を次のとおり廃止することに決定しましたので通知します。」「3 理由 失踪に伴い、居住するアパート〔本件住居〕の賃貸借契約〔本件賃貸借契約〕が令和2年9月3日付け解約となり、連絡もとれないことから生活状況および生活困窮状態の把握

ができないため、令和2年9月4日付けで（中略）〔処分庁〕での生活保護を廃止します。」と記載されている。

(12) 令和2年11月20日、審査請求人が処分庁を訪問した際に処分庁の担当者は、審査請求人に対して本件処分の通知書を手交した。

(13) 令和2年12月15日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。
本件審査請求の請求書には、本件処分があったことを知った年月日の欄に「令和2年11月20日（通知受領日）」と記載されている。

3 判断

(1) 審査請求人の居住地又は現在地について

ア 保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準（処理基準）を定めている。

前記1(2)の法第19条第1項第1号及び第2号のとおり、保護の実施機関の保護の実施責任は、所管区域内に居住地又は現在地を有する要保護者と定められており、前記1(4)のとおり、次官通知第2において、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所又は現にその場所に居住していなくても、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場所と示されている。

また、前記1(5)のとおり、問答集において、①居住地保護の実施責任は、要保護者の居住地によって定められるが、生活保護でいう居住地とは、空間的には、居住事実の継続性・期待性がある住居のある場所をいう、②現在地保護の実施責任を定める場合の現在地とは、居住地がないか明らかでない要保護者が保護を受けることとなった時点における当該要保護者が所在していた場所をいう、と記されている。

上記の処理基準及び問答集の内容は、法の基本原理（法第1条参照）に照らして合理的なものといえる。

イ 本件についてみると、前記2(9)、(10)のとおり、①審査請求人は、令和2年9月3日付けで本件賃貸借契約を解約されたこと、②同日、処分庁の担当者が本件住居を訪問したところ、審査請求人は不在であったこと、③同月8日、処分庁の担当者が、本件住居の管理人に審査請求人が戻ってきていないか再度確認を行ったところ、本件住居については、あくまでも同月3日付けで本件賃貸借契約が解約されたものとして、既に次の入居希望者に内覧をさせていたこと、④本件賃貸借契約の解約日から同月8日までの間に、審査請求人の来所や救急病院等からの連絡はなく、処分庁は、携帯電話を所有していない審査請求人に連絡を取ることができなかったこと、が認められる。

ウ これらのことからすると、処分庁は、審査請求人の現在地を把握することができず、本件住居に復帰する見込みもないことから、所管区域内に審査請求人が居住地又は現在地を有する事実を確認できない状態であったといえる。したがって、審査請求人の保護の実施を継続することは妥当ではないとして、本件賃貸借契約が解約された翌日をもって、審査請求人の生活状況及び生活困窮状態の把握ができないことを理由に本件処分を行った処分庁の判断を不合理であるということとはできない。

(2) 処分庁の調査について

ア 次に、処分庁が本件賃貸借契約の解約から本件処分を行うにあたり、処分庁が十分に調査を行ったかについてみる。

イ 本件処分までの経過については、前記(1)イに加えて、①前記2(5)のとおり、令和2年7月3日、処分庁の担当者は、審査請求人から、審査請求人の支援者の所属、名前、連絡先の電話番号、何かあれば連絡が必要なこと及び最後に連絡をとった親族は叔母で、10年程度前であったことを聞き取ったこと、②前記2(7)のとおり、同年9月1日に審査請求人が処分庁に提出したC住居賃貸借契約書には、緊急連絡先の欄に、叔母の名前と電話番号が記載されていること、③前記2(10)のとおり、本件処分を行うにあたり、処分庁は、支援者及び叔母に対して、審査請求人の所在確認の連絡を行わなかったこと、が認められる。

ウ 処分庁は、支援者及び叔母に連絡しなかった理由について、処分庁回答書において、①審査請求人は、本件賃貸借契約が解約される前日に当月分の家賃を含む9月分保護費を受給していることから、生活費が枯渇している状況でなくなっており、また、本件住居の家賃を支払わず、処分庁に行き先を伝えないまま別の居所に移るといった行動を支援者が了承するはずがないため、審査請求人が支援者に行き先等を伝えていることはないと判断した旨、②叔母については、10年程度連絡を取っていないと聞き取った旨、を主張する。

エ 確かに、審査請求人が、住居費を含む1か月分の保護費を受けたにもかかわらず、家賃を支払わずに所在不明になっている状況において、審査請求人が支援者に行き先を連絡していないことは十分推認されるものの、処分庁は、本件賃貸借契約の2か月前に、何かあれば支援者に連絡する必要がある旨を審査請求人から聞き取っている以上、本件処分を決定する前に、少なくとも支援者には、審査請求人の所在等について確認の連絡を取るべきであったといわざるを得ない。

オ 一方で、処分庁は、処分庁回答書において、①処分庁の所管する地域の特性として、敷金・礼金・保証人も不要で生活に必要な最低限の家具があり、かつ相談当日から契約・入居が可能な物件が多数あるため、事前相談なく所在

不明となる、いわゆる失踪ケースも多数あり、それら失踪した者の居所が実際に処分庁の所管区域内にある可能性を排除すべく、可能性のある多数の物件を網羅的に調査することは現実的ではないと考える旨、②無断退去者の多くが、退去の当日、もしくは翌日に、処分庁の所管区域内の物件で賃貸借契約を結び、処分庁の担当者に報告、相談に訪れる旨、③審査請求人も、A住居及びB住居の賃貸借契約が解約された際には、処分庁の担当者にその旨を報告し、具体的な指示を受けて、すぐに次の住居の契約書をその都度持参していたことから、本件賃貸借契約の解除までは、処分庁の所管区域内に居所を有していたと判断した旨、④ゆえに、事前相談なく所在不明となった令和2年9月3日以降、審査請求人からの居宅確保についての相談や連絡がないことをもって、審査請求人が処分庁の所管区域内に居所を有している可能性が低いと判断した旨、を主張する。

カ そうすると、処分庁が本件処分に際して支援者に連絡しなかった点については、処分庁の調査が十分であったか疑問が残るものの、処分庁の所管区域内の特性及びこれまでの審査請求人の転居の経緯を併せ考えると、審査請求人が所在不明となったことをもって、処分庁が、審査請求人は処分庁の所管区域内に居住地又は現在地を有している可能性が低いと判断したことには不合理な点は認められない。

(3) まとめ

以上のとおりであるから、本件処分には、違法又は不当は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件処分の違法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について、以下付言する。

処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分の通知書には、処分の理由に「失踪に伴い、居住するアパートの賃貸借契約が令和2年9月3日付け解約となり、連絡もとれないことから生活状況および生活困窮状態の把握ができないため、令和2年9月4日付けで（中略）生活保護を廃止します。」と記載されているのみで、いかなる法規を適用して処分が行われたかについての記載がない。

そこで、当審査会から処分庁に対して、本件処分の根拠法令を質問したところ、処分庁は処分庁回答書において、法第19条第1項及び第2項に照らし、法第26条の「被保護者が保護を必要としなくなったとき」に該当するとして、本件処

分を行った旨回答しており、かかる処分庁の見解に特段不合理な点は認められない。

また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったともいえる。

しかしながら、本件処分の通知書において、根拠となる法令が記載されていないことから、十分な理由提示といえるか否かについては、疑念を抱かせるものであったといわざるを得ない。

審理員の意見と同様、当審査会としても、処分庁に対し、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、根拠法令を示した上で、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に明記することを望むものである。

大阪府行政不服審査会第3部会

委員（部会長）野呂 充

委員 重本 達哉

委員 船戸 貴美子